

第6回三豊市文書館協議会 会議録【要旨】

1. 開催日時：平成23年3月2日（水）

13時25分～13時40分 三豊市文書館の視察

14時00分～15時00分 三豊市文書館協議会

2. 開催場所：三豊市山本庁舎 2階大会議室

3. 出席者（敬称略）

1号委員：藤田明美、小野泰光、吉田隆幸、和田 仁、細川 滋、嶋田典人

2号委員：小野英樹、大西弘文、森 富夫、横山和典、木下 実

条例第5条第4項に定める者：教育委員会事務局生涯学習課課長補佐 上森博文

事務局：総務課長 大方仁司、横山 功、千秋浩幸、三宅高文

4. 傍聴者：2名

次第

1. 開会

2. 三豊市文書館の視察

3. 会長あいさつ

4. 議題

(1) 平成23年度事業計画について

(2) 三豊市文書館の運営について

(3) その他

5. 閉会

資料一覧

資料1 平成23年度三豊市文書館事業計画概要書

資料2 三豊市文書館条例施行規則（案）（抜粋）

資料3 三豊市文書館運営計画（抜粋）

会議の概要

1. 開会

[第6回三豊市文書館協議会の開会宣言]

2. 三豊市文書館の視察

[施設の視察及び概要説明]

協議会場へ移動後

[会議の公開に関する説明]

3. 会長あいさつ

[あいさつ]

4. 議題（以下、議事録）

【議題（1）平成23年度事業計画について】

（会長） 議題（1）について、事務局から説明を求める。

（事務局） 資料1「平成23年度三豊市文書館事業計画概要書」に沿って説明。

まず、総務部門は、4月から開館の準備を進めて条例施行期限である6月27日までの開館を目指していく。5月は、第7回文書館協議会を開催し、4月から人員も増えて新しい体制になるので、職員の紹介と開館に向けた内容が議題になると思う。6月は文書館開館の記念式典を行い、10月に開館記念講演を予定している。この講演は、職員への啓発も兼ねた内容で計画している。

次に、収集・評価選別・保存部門は、4月から臨時職員3名を配置し、文書館で保管している旧5町の文書整理に取り掛かる。また、同じく4月から行政資料の収集・整理を行う。7月からは、地域資料の整理ということで、文書館で保管している高瀬町の古文書関係について、教育委員会との協議が必要だが、移管された場合には整理していかなければならないと考えている。8月からは、市の非現用文書を受け入れていく。

次に、サービス部門は、開館までは今までどおり市職員の利用に対応し、開館後は市民の利用についても個別に対応していく。4月からは開館に向けて閲覧室の整備をしていく。5月・9月・12月に「文書館だより」を発信し、市職員への普及啓発を行う。また、開館に合わせて「広報みとよ6月号」に文書館に関する記事を載せて、市民への普及啓発も考えている。6月・10月・1月には、展示室あるいは展示コーナーにおいて企画展示をしていきたい。

最後に、調査研究部門は、4月に「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」（通称「全史料協」）へ入会する。8月には、国立公文書館が開催しているアーカイブズ研修があり、期間は1週間程度だが、この研修に1名参加させる。11月には、今年広島県で開催される「中国・四国地区文書館等職員連絡会議」へ1名参加させる。

（会長） ご意見やご質問はないか。

（委員） 平成23年度事業計画なので4月からのスケジュールを説明されたが、今年度3月までの旧町文書や地域資料の整理、目録化等についての進捗状況を教えてほしい。

（事務局） 公文書については、以前の協議会で報告した状態から進んでいない。現在、文書館では旧5町の永年文書を保管している状態である。また、地域資料についても高瀬町史編さん資料を保管しているが、これも教育委員会所管のままである。

（委員） サービス部門の利用者への対応について、開館に向けて事前に市民への広報が必要だと思うが、市の広報紙を使うのか、あるいは他の手段によって行うのかなど、どのように考えているのか。また、市民の利用に関して原則公開だとしても、個人情報等の問題で難しいこともあると思うが、適正な対応についてどう考えているのか。もう1つ、閲覧室について、市民の利用以外に学校の学習等で文書館を利用する場合には少し狭いのではないかと感じたが、どう思うか。

（事務局） 市民への広報は、「広報みとよ」を利用しようと考えているが、そのためには根拠となる例規が必要なため、例規のたたき台はできているが、全国に公募した専門職員が

今年4月に採用となる予定なので、その専門職員も交えて例規を整備したい。そして、例規が整備できれば市民へ発信していきたい。また、市民の利用に関する制限等についても、例規の中で具体的に定めなければならないと考えており、4月からは保管している公文書を現用・非現用に分別し、現用文書の公開は情報公開条例や個人情報保護条例の範囲で、非現用文書の公開については文書館の例規で定める。

閲覧室の広さについて、運営計画にも小・中学校等との連携を深めていくということが書かれているが、隣接する山本支所、農村環境改善センター、保健センターにも会議室等の部屋があるので、そこを利用することで対応したい。

(事務局) 補足として、担当者は答申を受けてから基本構想・運営計画の策定、施設の改修、例規の整備を行ってきたので、文書の整理には手が及ばなかったというのが現状である。6月末までの施設の供用開始に向けて、4月からは専門職員1名、臨時職員3名、職員数名による体制となり、市としてはしっかりとした体制で臨めるのではないかと考えている。文書館に求める市民の要望は様々あると思うが、まずは一般に公開できる文書とそうでないものを整理して、リストを作ることから始めなければならない。初年度については、文書の選別や整理を主に取り組み、公開できる文書はそう多く揃えられないと思うが、計画的に進めていきたい。

(会長) 現在の職員と、新年度に配属される職員、臨時職員も含めての数はどうなるのか。

(事務局) 人事課が内示発表していないので答えられないが、人員については現在の倍以上を要望している。

(会長) 他にないか。これで議題（1）を終了する。

【議題（2）三豊市文書館の運営について】

(会長) 議題（2）について、事務局から説明を求める。

(事務局) 資料2「三豊市文書館条例施行規則（案）（抜粋）」に沿って説明。

6月の供用開始に向けて規則を検討しているが、休館日をいつにするのがよいのか。図書館のように土・日・祝日を開けて月曜日を休館にするのか、あるいは、他の市の施設のようにカレンダーどおりにするのか。資料3「三豊市文書館運営計画（抜粋）」には、「2. 望ましい施設のあり方 （1）中長期的ビジョン ①平成23～25年度 永久保存文書等の保存・管理に関する基盤構築と庁内普及」という目標を設定している。事務局としては、平成23年度は旧5町文書の整理を重点的に進めるとともに、市職員への普及啓発を図りたいと考えている。したがって、事務局案としては、土・日・祝日を休館とし、様々な利用や相談に対応できるようにしっかりとした体制を整えた上で、市民に向かって発信することが必要だと考えているが、皆様のご意見をお伺いしたい。

(会長) 休館日を土・日・祝日とすることについて、ご意見はないか。

(委員) 土・日は利用者が多いと思うし、月曜日が休館の施設が多いのではないか。

(委員) 参考として、国立公文書館のホームページから、全国にある50余りの文書館の休館日を調べると、4割が土・日・祝日、あるいは土・日を休館日としている。図書館

と併設している文書館は、香川県立文書館も同じであるが、月曜日を休館とするところが多く、役所の一部を文書館としているところは、土・日・祝日を休館としている。

(委員) 平日のみの開館だと、勤務している人は利用できないので、土・日を開館したほうが利用率は上がるのではないか。

(委員) 考古館では、土・日を開館し、月曜日と祝日を休館日としている。しかし、土・日の利用者は少なく、むしろ平日のほうが学生の体験学習をしているので利用者が多い。

(会長) 平成23年度から25年度までは、館内の整理をしたいというのが事務局の考えである。一般的には、こういった公共施設は土・日・祝日を開館し、みんなが休みの時に利用できるのが常識である。しかし、今はそうできない事情があり、事務局は苦悩していると思う。

(事務局) ご指摘のとおり、文書館は市民に利用してもらうことも大きな目的であるため、一般的には土・日を開館するものだと思うし、事務局としてもそれを目指していく。しかし、これから公文書を整理し、公開・非公開の判断をしなければならず、古文書についても内容を精査し、もちろん古文書が読める人が必要だが、人権等の記載があれば何らかの対応をしなければならない。これらの作業を1年間やっても、限られた人員で、どれほど公開できるものが集まるのか。香川県立文書館もそうであるように、公文書と古文書では、圧倒的に古文書を見たいという方が多いと思う。文書館で保管している高瀬町の古文書は、今は教育委員会の所管であり、移管を受けなければならないが、これも原本を見せることはできないので複製物を公開することになり、それを作る作業も必要となる。そういうことで、土・日を開館して職員をローテーションするより、当面、少なくとも平成23年度については、文書の整理や評価選別に力を入れてやっていきたい。もちろん、平日は利用に関する相談等にも対応していく。

(会長) 少なくとも23年度は、これでやらせてもらいたいとのことだが、ご意見はないか。

(委員) 規則に「当面の間」を入れたらどうか。

(会長) 「当面の間」や「少なくとも平成23年度は」などの言葉を入れておき、それ以降の休館日については、今後の協議会で議論してはどうか。

(委員) 参考までに、図書館は月曜日が休館日で、職員をローテーションしている。

(委員) 事務局の説明を聞いた結果、資料3「三豊市文書館運営計画（抜粋）」の中にも、平成23年度から25年度までは庁内普及、平成26年度から28年度までは市民普及と書いてるので、当面の間の休館日について、事務局案に賛成する。

(会長) 事務局の提案どおり、少なくとも平成23年度は土・日・祝日を休館日とすることでおろしいか。

[異議なし]

(会長) 事務局はその案で進めていただきたい。

しかし、市民からすれば、オープンしても土・日・祝日が休館日なら行く気がしないという方もいるかもしれないで、これらの事情を市民に説明し、理解してもらえるよう周知することをお願いしたい。

これで議題（2）を終了する。

【議題（3）その他】

(会長) 議題（3）について、何かあるか。

(事務局) 報告事項として、文書館条例の一部改正案を3月議会に提案している。また、情報公開条例、個人情報保護条例の改正も提案している。

(会長) これは報告事項なので、ご了解いただきたい。
他はないか。

(副会長) 総務部長としてのお願いだが、文書館という施設は初めての経験なので、6月のオープンに向けて、また開館した後の運営についても、文書館へ足を運んでいただき、御指導・御協力をお願いしたい。

(会長) 協議会設立当初にもらった資料を見て、全国に文書館は都道府県立て30ほど、市町村では20ほどしかないことに驚いた。香川県の中で三豊市が初めて取り組んだことは、大変勇気のある挑戦である。したがって、事務局が仕事をしやすいように、私たちもできる限り努力し、援助していきたい。

以上で審議を終了する。

5. 閉会

[事務局あいさつ]